



# 町報 岡 壇

所役者  
守  
行町任  
岡  
役長  
貴町垣

## 同和問題を解決しよう (8) (ねた子を起すな?)

（ねた子を起すな？）

「部落問題は、そっとしてお

た方がいいのじゃないか。同和教育だ、同和事業、解放運動とやがましくいうので、かえって差別が生れてくるのじゃないか。何も知らん人にまで知らせる結果になるのじやないか」

「ねた子はそつとして起きない方がよい」という考え方で、素朴な意見であり、古くてまた新しい同和問題に対する代表的な考え方の一つです。

「小さい子どもは何も知らない。何を好きこのんで余計なことを教えるのか。このままそつとしておけば月日が解決してやる」とい

う。が果してそうでしょうか。  
現状では結婚や就職などで差別事件が発生しているし、放っておいたら「部落差別」はなくならぬいだけではなく、さらに新しい差別をつくりだしているともいわれます。部落差別は「部落」の人達にとっては、生き死にかかる問題であるだけでなく、国民一人一人の不幸にもつながる重要な問題です。

① 明治から百年も部落差別は残っている

明治四年八月二十一日の太政官

布告によって、解放されたはずの

「部落」が、そして「差別觀念」が一〇〇年もたった今日までなぜ続いているのでしょうか。

同和教育だ、同和事業だと組んだからこうなったのだろうか。

決してそうではなく、同和教育、同和事業に本当にとり組まなかつたから、今だに差別が続いているのであって、「そつとしておけば……」というのは全く見当ちがいといわねばなりません。

そうつとしておいても、消えるのじやなく片隅においておくだけで、そのまま残り問題は一つも解決しません。

病気であるのに、それには目をつむっていては健康にはなれない。同和教育不用輪や同和事業不用輪は、ちょうど病人に病気じゃないと診断し、回復不能にむどしいるようなものです。

放つておけばよいというのは、差別をいつまでも残し続ける役割を果すものです。

④ 「ねた子」とは

ねた子とは、人間として生きる権利——基本的人権が無視され、保障されていない状態に対し、無知、無自覺、あきらめの状態をいいます。

具体的には差別があることや、差別がどんなことか気づかない、差別を受けていたながら、自分自身はいません。

それが差別と気づかない、差別と感じない人達の、無責任な言葉を感づいておけば……」というのは、差別の苦しみを、人ごととして見渡し、自分もまた差別しつづけて問題を感じない人達の、無責任な言葉を感づいておけば……」といいます。

が、ねていらない子もおるし、自然の法則として、ねているものは必ず起きるもの、起きるものであります。その時不自然な起き方や起き

⑧ 同和教育不用輪の誤り

病気になりたくない、健康であ

りたいというのは万人の願いで

す。しかし、もし病気になつた

ら、出来るだけ早くことが悪いか

原因をつきとめて、適切な治療、薬をのむのが病気をよくなす近道です。

の方をした場合、予測されない悲劇が起る可能性もあります。起すべき時に正しく起さねばなりません。

のが、「ねた子を起す」真意です。

## 公 民 館

税を源泉徴収されないこととなっている人

5. 同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほかに、貸付金の利子、店舗、工場などの賃料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人

退職所得の受給に関する申告書「を提出しなかったため、20%の税率で所得税を源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人などは申告をしなければなりません。」

でも、資産所得について計算課税の適用を受ける人は、申告しなければなりません。

四退職所得がある人の場合

### (5) 「ねた子を起す」真意

同和教育は人間尊重、人権尊重の教育で、差別を許さない人間つくり教育です。

ああだった、こうだったという子供に、自分の心の中や暮らしの中にある様々な差別を堀り起し、その差別はどうして、どこから出てきたのだろうと、自分自身の問題として真剣に考え方、話し合うよう成長させることが、堀り起す真意であるし、差別に負けない、差別をしない、差別を許さない、差別に対処する、部落を解放しようとというたくましい人間に育てる

### ○所得税の確定申告の期間は

自49、2、16

至49、3、15

期限におくれないよう正しい申告と納税をお願いします。

尚昨年までは相談日の日時案内をしていましたが自主申告納

から案内はありません。

申告について不明の点は  
若松税務署(093-761-2536)  
岡垣財稅局(093-282-1211)税務課  
岡垣税務相談所(093-282-0294)

。配偶者控除(107,500円)  
扶養控除(107,500円)  
基礎控除(107,500円)  
。其の他の控除があります。

以上の所得控除を差引き、そ  
の金額を基として算出した税

額が配当控除額よりも多い人  
と納税は、2月16日から3月15日までです。

## 還付を受けるための申告は早めに

若 松 税 務 署

を確かめてください。

一、48年中の所得が少ない人で、利子や配当、原稿料などの收入がある人

二、サラリーマンで、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人

三、サラリーマンで、年の中途で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかつた人

四、予約納税をしている人で、災害を受けたり営業不振だつたりして所得が著しく減り、確定申告の必要がなくなつた人、くわしくは、若松税務署(七六一局二五六六番)へご相談ください。

## 岡垣町新行政区発足!!

自49、3、5(火)二日間

一 給与所得がある人の場合

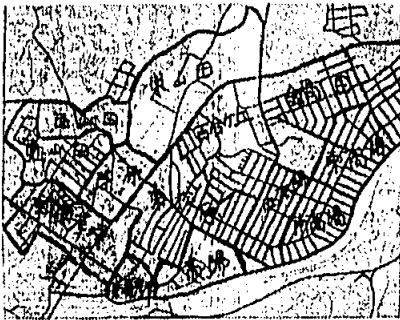
1. 昭和48年の給与の収入金額

が五〇〇万円を超える人

2. 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が10万円を超える人

3. 給与を2ヶ所以上から受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が10万円を超える人

4. 家事使用人や外國の在日公館に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得



岡垣町東部周辺は人口が急増し行政区が入り乱れており、行政区行政を円滑に推進するため新行政区を発足します。新行政区は、東高陽、南高陽、西高陽、鍋田、南山田、茅原六区です。東西南の高陽区及び鍋田区については、昭和四八年五月一日、南山田区(二村春実区長)、茅原区(石田輝男区長)については、昭和四十九年一月一日より発足しました。

# 定年が間近な方々

## 定年を延長した中小企業の事業主のため

次のような新しい制度ができました。

くわしくは公共職業安定所でおたずねください。

△定年延長奨励金制度▽

1、支給対象事業主

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

2、支給額

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

3、講習・訓練期間

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

4、入学会金・受講料(教材費等を含む)

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

5、講習手当が支給されます

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

6、受講できる職種

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

## 通勤災害も労災保険の対象に

今まで労働者の「業務上の災害」だけ労災保険の給付対象になつてきましたが、四十八年十二月一日からは、労働者災害補償保険法の一部改正で、労働者の「通勤災害」も「業務上の災害」の場合と同じように療養、休業、障害、遺

2、支給額

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

3、講習・訓練期間

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

4、入学会金・受講料(教材費等を含む)

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

5、講習手当が支給されます

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

6、受講できる職種

中小企業で昭和48年4月1日以降定年を56才以上に引き上げた事業主

## 地域最低賃金一、三〇〇円に決る

来る昭和四十九年二月一日より福岡県下の事業場で使用され労働者の最低賃金が次の様に決定されました。ついては、どのような事業場で

あっても使用者はこの最低賃金額以下で労働者を使用してはならぬことになりました。

なお、これについて疑義のむき

成及び資質の向上を資することを目的として支給されることを

の手当は三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ五才未満の児童がいる場合、当初支給されましたが、昭和48年4月1日より三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ10才未満の児童がいる場合に拡大され、そして、さらに、昭和49年4月1日から、三人以上の児童(18才未満)を養育し、かつ義務教育終了前の児童がいる場合に拡大されるようになり、月額三千円が支給されます。これに該当される方は役場民生課まで、次の書類を揃え請求して下さい。

①源泉徴収票、又は所得額証明、

## 児童手当

一年以内

## 町営住宅の空家補充入居者の募集の受付

現在閑原町には五町地、一九〇戸(第一種住宅一四戸、第二種住宅七六戸)の町営住宅があり、

一戸間に約一戸程度の空家が発生しております。空家補充入居を希望される方は申し込みの受付を

常時行なっていますので、役場土木課まで申し込んで下さい。抽選会は空家の発生に応じ随時行な

い、当選されない方の申し込み書類は、その年度内(三月末日まで

(4)現に住宅に困窮していることが明らかなる者

つきましては、今般町内主要な

地点を次のように交通規制になり

## 交通規制

においては有効書類として取扱います。尚、現在申込込まれている書類は三月三十一日までは有効とします。

入居資格者は、次の各号の条件を具備する者。

(1)町内に住所又は勤務場所を有する者

(2)同居親族があること

(3)次に掲げる基準の収入があること

(4)住民登録、その他年金等の記号

(5)印鑑

(6)在学証明

の中に、今回の大分の該当者がいる場合は、住民登録、印鑑、在学証明のみで結構です。

（1）町内に住所又は勤務場所を有する者

（2）同居親族があること

（3）次に掲げる基準の収入があること

（4）住民登録、その他年金等の記号

（5）印鑑

（6）在学証明

（7）印鑑

（8）在学証明

（9）印鑑

（10）在学証明

（11）印鑑

（12）在学証明

（13）印鑑

（14）在学証明

（15）印鑑

（16）在学証明

（17）印鑑

（18）在学証明

（19）印鑑

（20）在学証明

（21）印鑑

（22）在学証明

（23）印鑑

（24）在学証明

（25）印鑑

（26）在学証明

（27）印鑑

（28）在学証明

（29）印鑑

（30）在学証明

（31）印鑑

（32）在学証明

（33）印鑑

（34）在学証明

（35）印鑑

（36）在学証明

（37）印鑑

（38）在学証明

（39）印鑑

（40）在学証明

（41）印鑑

（42）在学証明

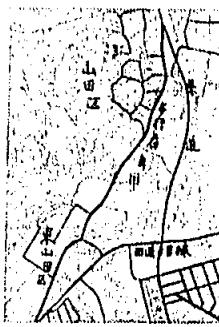
（43）印鑑

ましたので、運転者はもちろん住民の方も協力方をお願いします。

◎歩行者専用道路

▽木村外科医院前より山田地内

県道分岐点まで(旧県道)



▽県道原木海老津線島井下より  
海老津地内母の家附近国道三  
号線分岐点まで



以上の道路は、車両は通行できません。特定の車両及び許可車は通行できます。

◎速度制限(県道原木海老津線)

▽三〇km制限

吉木地内 墓地中央公民館前  
より、三舌地内境まで

吉木地内境より、新松原バス  
停まで

折尾警察署

(原案可決)

議案第八一号

戸切竜王剛地第一期造成工事請負

基地周辺民生安定事業吉木と元松  
原線暗渠設置工事の請負契約につ

いて(原案可決)

議案第七十九号

昭和四十八年十二月に支給する期  
束手当の額の特例に関する条例  
(原案可決)

議案第八十号

県道原木海老津線  
道路改良舗装工事請負契約につ  
いて

(原案可決)

議案第八四号

基地周辺民生安定事業高陽と鍋田  
線(第二工区)舗装工事の請負契  
約について

いて(原案可決)

議案第九〇号

昭和四十八年度岡垣町上水道事業  
特別会計補正予算第二号

収入額 一二三、五九五、〇〇〇円  
不納欠損額 二六、九七八、六七七円  
収入未済額 五、六四〇、八二四円

## 人権擁護委員の紹介

んし、法務大臣は更に都道府県知事、弁護士会、および人権擁護委員連合会の意見を聞いたうえで法務大臣が委嘱します。

現在その委嘱を受けた委員が、全國の各市町村に約一万名おり、三

氏の後任者として、又戸切竹石閉  
市氏は引続き留任することとなり、右高名の方々が昭和四十八年

十二月十五日付をもって法務大臣  
より委嘱されました。

人権擁護委員は、各市町村の長  
が、その市町村内の選挙権をもつ  
住民で、人格識見高く、広く社会  
の実情を通じ人権擁護について深  
く理解のある者を、その市町村議  
会の意見を聞いて法務大臣へ推せ

及、高揚に努める使命をもって働  
いています。

もし、自分の人権を他人から侵  
されたとき、その他法律問題でお  
困りのときは、いつでも近くの人  
権擁護委員または法務局にご相談  
下さい。

民 生 跡

## 議会だより

第四回定例会は十二月十一日招  
集され、会期は十二月二十一日ま  
で十一日間と決定、次の議案が審  
議され原案可決となる(一部委員  
会付託)

議案第八二号

契約について、(町営住宅建設用  
地として造成するため)  
(原案可決)

議案第八八号

昭和四十八年度岡垣町国民健康保  
険事業特別会計補正予算第二号

歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ  
れぞれ一七九、〇千円を追加し歳  
入歳出それぞれ一、二四、四九一千  
円とする(原案可決)

議案第八九号

昭和四十八年度岡垣町農業共済事  
業特別会計補正予算第一号

歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ  
れぞれ五七七千円を追別し歳入歳  
出それぞれ一、五七八千円とす

る(原案可決)

いて(原案可決)

議案第九〇号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保  
険事業特別会計歳入歳出決算認定

歳入額 九七四、一五九、〇〇〇円  
調定額 九九、三八一、二三六円  
収入額 九三、六三、六二円  
不納欠損額 一五九、一六四円  
四、五三三千円とする

支出額 九三、五九六、六〇四円  
支出し額 六二、〇八五、〇〇五円  
収入未済額 六、五九〇、一六一円  
支出額 二六、二六〇、八四三円

歳入額 九三、五九六、六〇四円  
不納額 二六、二六〇、八四三円  
歳入歳出差引残高 六二、〇八五、〇〇五円  
うち繰越明細費 一六、五九二、七八八円  
差引残高 四五、四九二、二一八円  
(原案可決)

議案第九一號

昭和四十七年度岡垣町農業共済事  
業特別会計歳入歳出決算認定

歳入額 一〇一、五九五、〇〇〇円  
調定額 一二三、五九六、五三二円  
収入額 二六、九七八、六七七円  
不納欠損額 八九、〇四〇円

歳入額 五、六四〇、八二四円

総額五四、二三六千円とし、歳出  
入、四一二三千円を追加し五九、四  
七八千円とし、不足する額五、二  
五二千円は當年度預益勘定留保資  
金で補てんする。

金で補てんする。  
(原案可決)

議案第九二號

昭和四十七年度岡垣町一般会計歳  
入歳出決算認定について

歳入額 九三、五九六、六〇四円  
支出し額 六二、〇八五、〇〇五円  
収入未済額 六、五九〇、一六一円  
支出額 二六、二六〇、八四三円

歳入額 九三、五九六、六〇四円  
不納額 二六、二六〇、八四三円  
歳入歳出差引残高 六二、〇八五、〇〇五円  
うち繰越明細費 一六、五九二、七八八円  
差引残高 四五、四九二、二一八円  
(原案可決)

議案第九三號

昭和四十七年度岡垣町国民健康保  
険事業特別会計歳入歳出決算認定

歳入額 一〇一、五九五、〇〇〇円  
調定額 一二三、五九六、五三二円  
収入額 二六、九七八、六七七円  
不納欠損額 八九、〇四〇円

歳入額 五、六四〇、八二四円

予算現額	一〇三、五九五、〇〇円	議案第九五号 (原案可決)
支出額	九六、二七八、四九九円	岡垣町水道事業給水条例の一部を 改正する条例(水道料金改訂)
不用額	六三一六、五一円	土木常任委員会付託 (継続審議)
歳入歳出差引残高	二〇、六五〇、一六八円	議案第三号 (原案可決)
歳入	昭和四十七年度岡垣町農業共済事 業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	岡垣町新松原地区簡易水道設置條 例の一部を改正する条例(水道料 金改訂)
予算現額	八、一四八、〇〇〇円	土木常任委員会付託 (継続審議)
調定額	八、〇九一、〇一三円	議案第九七号 (原案可決)
収入未済額	四二、一九九円	議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償に関する条例の一部 を改正する条例
歳出	八、一四八、〇〇〇円	議案第九八号 (原案可決)
予算現額	四、二三九、八八八円	昭和四八年度における期末手当 の割合等の特例に関する条例
支出額	三、九一八、一二二円	議案第九九号 (原案可決)
歳入歳出差引残高	三、八一八、九二六円	岡垣町道路線の認定について (原案可決)
歳入	議案第九四号 昭和四十七年度岡垣町住宅改修資 金貸付事業特別会計歳入歳出決算 認定について	星ヶ丘田園地線(延長二九五メート ル)土木常任委員会付託 (継続審議)
予算現額	二、〇二四、〇〇〇円	報告第五号 中間市外違賀郡四ヶ町広域水道の ことについて
調定額	一、八四一、〇〇〇円	(原案可決) ○一〇
収入額	二、〇二四、〇〇〇円	第一回臨時会は一月十一日招集 され、会期は一日と決定、次の議 案が可決となる。
支出額	一、八二二、一五六円	議案第一号 岡垣中学校、校舎除湿(設備)工 事請負契約について
不用額	二〇二、八四四円	歳入歳出差引残高 (原案可決)
歳入歳出差引残高	一九、八四四円	岡垣中学校、校舎除湿(設備)工 事請負契約について



## 町民の皆様へ

海老津駅長 梅野明  
年十一月五日仮駅所でもって開始  
以来約六十五年の歲月を経て、國  
鐵も近代化の一環として從来手動  
式切替えていたポイントを電気連  
動装置式に切替え、室内で操作で  
きる装置に昨年三月三十一日から  
設備が変更され、これによつて安  
全度が高くなり、取扱い  
がスピーディにできるよ  
うになりました。

二出札室、小荷物受付

口、改札口の改修

明

旅客営業は明治四十三

年

一月六日から開始さ

れ、駅本屋はその時に建  
築されたままでありまし  
た。ところが經濟状勢の  
伸びと生活様式の変化に  
伴なつて、当町も北九州  
のベットタウン的役割に  
一変し宅地の造成が急び  
々ちで進み、人口は日増  
しに増加の一途をたどり  
開拓をハ、ご利用していた

ないようです。買物しますと、色々の紐が沢山出来ますね、無花果  
の梗枝を使って居ますが、良く注意して見ると廢品も随分利用価値  
が有ると思います。  
今年も一坪園芸の希望者を募集  
します。場所は三吉と海老津の二  
ヶ所を予定し、三月初めから十二  
月までに町産業課に住所氏名をはっきり連絡下さい。  
三吉 藤村実  
電話 二局 一一四五

だく通勤通学、買物等のお客さんのが毎日急増し、昭和四十七年末の乗降客は一日平均約一万人となり、これにより数本の快速電車も停車するようになりました。ところが駅本屋においては、明治四十三年に建築されたままのため急増する乗降の皆さんに多大の迷惑をおかけする毎日が続いていましたが、町長さんを中心として地元労働者協議会及び他の通勤者の皆さん並びに地元有志の皆様方の強い請願によって、国鉄も今回の改善に踏切り、十二月六日以降改善された各窓口で皆様の接客に当っています。この改築の一ヶ月間各種工事のため、ご不便をおかけしましたことに對し深くお詫びすると、ともに協力に感謝いたします。なお出札窓口も常に二つの窓口を開いて発売することが一番好ましいことですが、要員面との関連もあり、時間的に一つの窓口だけということもありますので上記の内容をご理解いただきまして、ご了承くださいますようお願いいたします。更に、出札窓口の横に旅行案内所窓口も新設いたしましたので团体旅行、グループ旅行、コンテナ申込等もどしどしご利用くださるようお願いいたします。

三、金比羅踏切の警報機の新設による鳴動開始  
駅構内には東側に白谷踏切、西側に金比羅踏切がありますが、白

谷踏切は遮断機及び警報機付きの伸びは毎日急増し、昭和四十七年末の乗降客は一日平均約一万人となり、これにより数本の快速電車も停車するようになりました。ところが駅本屋においては、明治四十三年に建築されたままのため急増する乗降の皆さんに多大の迷惑をおかけする毎日が続いていましたが、町長さんを中心として地元労働者協議会及び他の通勤者の皆さん並びに地元有志の皆様方の強い請願によって、国鉄も今回の改善に踏切り、十二月六日以降改善された各窓口で皆様の接客に当っています。この改築の一ヶ月間各種工事のため、ご不便をおかけしましたことに對し深くお詫びすると、ともに協力に感謝いたします。なお出札窓口も常に二つの窓口を開いて発売することが一番好ましいことですが、要員面との関連もあり、時間的に一つの窓口だけということもありますので上記の内容をご理解いただきまして、ご了承くださいますようお願いいたします。更に、出札窓口の横に旅行案内所窓口も新設いたしましたので团体旅行、グループ旅行、コンテナ申込等もどしどしご利用くださるようお願いいたします。

## 国鉄海老津駅に 善意の雨傘を寄贈

剣道昇段審査

剣道修業の段階にてみつちりけいを積んだ結果を、昇段審査（初段より五段まで）で試す方法があります。今年は、二月十七日に、北九州市で行われます。

受審して試してみてはいかがでしょうか。詳細は、左記に連絡ください。電話（2）三九八  
福岡剣道連盟運営中間支部  
岡垣分会長 森 真信



三、金比羅踏切の警報機の新設による鳴動開始	八位、吉木B、八七分五一秒
駅構内には東側に白谷踏切、西側に金比羅踏切がありますが、白	一区、吉木、関 博康
	二区、糠 塚、野田輝敏
	三区、波 津、宮木精一
	四区、糠 塚、入江春樹
	五区、吉 木、門司勇二
	二、年令別マラソン
	一位、吉野ヶ丘、田中一成
	三位、小学生の部（二糸）
	二位、高野ヶ丘、田中一成
	三位、女子の部（二糸）
	後まで力走した。

る社会福祉事業の一環としてこの程、海老津駅に雨傘四十本と雨傘保管箱一個を寄贈した。  
「勤務の帰りに、雨に降り込みますか、金比羅踏切は列車が近づいても警報が鳴らないため、非常に危険でありましたが今回警報機の新設及び踏切道の補修、照明の設備を行ない上り、下りの列車が近づいたことがすぐわかるよう

装置に設置され十二月十二日から鳴動しています。ところが通行状態を見ておりますと警報機が鳴っていても通行されている方をしばしば見受けます。これでは警報機を新設した意味がありませんので自分の身を危険から守るために、家族ぐるみで参加されればほえまでも、通行される方は警報が鳴り止んでから通行する習慣を身につけて下さるようお願いいたします。

（新日本鉄岡垣会幹事）

盛 春 松

南高陽区七組

吉 木、門司勇二

二、年令別マラソン

一位、吉野ヶ丘、田中一成

三位、小学生の部（二糸）

二位、高野ヶ丘、田中一成

三位、女子の部（二糸）

後まで力走した。

一位、東高陽、前田寿賀子

二位、高倉、筒井正久

三位、四十才代の部（三糸）

一位、戸切白谷、浦原学

三位、三十才代の部（四糸）

一位、山田、橋本豊明

三位、二十才代の部（四糸）

一位、糠塚、旗生勝敏

三位、中学生の部

一位、東山田、竜口勝志

三位、糠塚A、

一位、馬場A、

二位、岡中A、

六六分三七秒

三位、吉木A、

六八分一九秒

四位、波 津、

七三分三三秒

五位、白 父、

八八分四四秒

六位、戸 切、

八四分四七秒

七位、糠 塚B、

八四分五一秒

日時 二月十六日午後一時三十分

場所 岡垣中央公民館

## 世界情勢と物価

石油危機に伴う物価の急上昇は、私達の生活を根底からやさぶっています。

「世界情勢と物価問題」について西日本新聞社の牛島次長に講演してもらいます。多勢受講下さい。